

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 2 年 2 月 1 8 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

請求人は本件処分当時、高校生である。高校生は通常、速やかに収入を申告している場合、基礎控除などもろもろの控除を差し引いた残りの金額に対しても将来の自立更生のための積み立てとして手元に残すことが厚生労働省の規則で認められているはずである。よって、最低生活費満額が支給されるべきであった。

高校生の場合は、控除額に加え、残りの収入についても積み

立てが認められるということを知らなかった。説明を受けていなかった。

課長通知問第8-58-2(答)(後記第6・1・(5)参照)の答2については、経費の内容や金額が具体的かつ明確になっていることという記載のみであり、被保護者から自発的に処分庁に主張せねばならないとまで記載はない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年 3月 10日	諮問
令和 4年 5月 27日	審議(第66回第2部会)
令和 4年 6月 17日	審議(第67回第2部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準(保護基準)により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、

その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入申告義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 収入認定、必要経費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・2（収入額の認定の原則）によれば、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとしている。

また、次官通知第8・3・(1)・ア・(ア)は、勤労に伴う収入

について、官公署、会社等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとし、同・(イ)は、その収入を得るための必要経費としては、同・(4)に定める基礎控除のほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとしている。

(5) 高等学校等に就学している被保護者の収入認定除外

次官通知第8・3・(3)・ク・(イ)によれば、収入として認定しないものとして、「高等学校で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入」のうち、「当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額」が定められている。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付厚生省社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第8の58-2（答）は、次のいずれにも該当する場合には、「就労や早期の保護脱却に資する経費」を収入として認定しない取扱いができるとし、

「1 高等学校卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること。

2 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。

(1) 自動車運転免許等の就労に資する技能を習得する経費（技能習得費の給付対象となるものを除く）

(2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、

各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な受験料（交通費、宿泊費など受験に必要な費用を含む。）及び入学料等に限る。）

(3) 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用

(4) 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金

(5) 就職活動に必要な費用

(6) 海外留学に必要な費用（かっこ書略）

3 当該被保護者から提出のあった自立更生計画を保護の実施機関が事前に承認しているとともに、本取扱いにより生じた金銭について別に管理すること及び定期的な報告が可能と認められる者であること。」を挙げている。

(6) 次官通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和2年2月10日に請求人から提出された本件収入申告書類を基に、同年3月の請求人の就労収入35,000円（推定額）から基礎控除17,200円を差し引いた17,800円を収入認定し、同月の保護費を90,560円としたことが認められる。

収入の認定は月額によることとし、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定するとされているところ（1・(4)）、処分庁は、請求人が就労を継続していることから、見込み就労収入の認定を行ったものである。そうすると、本件処分は法令等の規定に則って適正に行われたものといえ、本件処分に違法・不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、請求人が本件処分当時、高校生であったことから、その収入額は収入認定されるべきではなかったとして、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

しかし、高校生のアルバイト収入については、具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、特に自立助長に効果的であると認められる場合に、これに要する必要最小限度の額につき、収入としてみなさない取扱いができることとされているところ（1・(5)）、処分庁は、請求人から、具体的な費用に関する相談や自立更生計画書の提出がなかったことから、次官通知第8・3・(3)・ク・(イ)を適用せず、請求人の令和2年3月分収入を推定額で収入認定したものであり、本件処分に不合理な点は認められない。

また、処分庁は、請求人の保護開始にあたり、高校生のアルバイト収入の取扱いに係る説明を含んだしおりを請求人に交付しており、収入認定除外が認められるためには、ケースワーカーへの事前相談と福祉事務所からの承認が必要であることは、請求人も了知し得るものであったといえる。

よって、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来